

東京都子供・子育て支援総合計画（第二期）（案）の概要

計画の性格・計画期間・改定の経緯

○計画の性格

- ・子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づく計画
 - ・福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
- ※「『未来の東京』戦略ビジョン」（令和元年12月策定）を推進する計画の位置付けをあわせもつ

○計画期間

- ・令和2年度から令和6年度まで 5年間

○改定の検討経緯

- ・本年2月～12月、東京都子供・子育て会議において、計7回にわたり審議
- ・都の取組に対する子供の意見を聞くため、7つの学校で出前授業を実施

計画の理念

- 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

改定のポイント

○子供の最善の利益を念頭に施策を推進

東京都子供への虐待防止条例の制定や子どもの貧困対策推進法の改正を踏まえ、子供を権利の主体として尊重することを明記

○保育サービス及び学童クラブの更なる充実

- ・保育サービス利用児童数 令和4年までに4.2万人増
- ・学童クラブ登録児童数 令和6年までに1.6万人増

○第一期中間見直し版から新規事業の追加

- ・337事業 ⇒ 356事業（15局：37事業追加・18事業終了）

計画の目標及び具体的な施策・新たな取組等

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 妊娠・出産に関する支援の推進
 - ・不育症検査費の助成
 - ・とうきょうママパパ応援事業（産後ケアの充実、多胎児家庭支援等）
- 小児医療・母子医療体制の整備
- 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 子供の健康の確保・増進

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 就学前教育の充実
- 保育サービスの充実
 - ・認証保育所における1歳児の受入を促進
 - ・保育事業者の事務負担軽減等に関する調査・分析
- 認定こども園の充実
- 就学前教育と小学校教育との連携

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 子供の生きる力を育む環境の整備
- 次代を担う人づくりの推進
- 放課後の居場所づくり
 - ・児童館等を活用し放課後の居場所を提供する区市町村を支援
 - ・放課後児童指導員の資質向上のための研修を実施

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の取組
 - ・児童虐待を防止するためのLINE相談
 - ・体罰などによらない子育て
- 子供の貧困対策の推進
- 社会的養護体制の充実
- 障害児施策の充実
- 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 家庭生活と仕事との両立の実現
- 子供を犯罪等の被害から守る活動
- 安全を確保するための取組の推進
- 良質な住宅と居住環境の確保
- 安心して外出できる環境の整備
- 子供・子育てを応援する機運の醸成
 - ・子供が意見表明できるシンポジウムの開催